

倉敷市公正入札調査委員会設置要領

平成8年4月1日 制定

最終改正 令和7年4月1日

(設置)

第1条 倉敷市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務等（水道局、市民病院及びボートレース事業局所管工事等を除く。以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、倉敷市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

(1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、誓約書の提出、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成し、委員長、副委員長及び委員は、次の表に掲げる者をもって充てる。

委員長	副委員長	委員
総務局担当副市長	総務局長	環境局参与、文化産業局参与、建設局長、総務部長、工事検査課長、契約課長、工事設計担当部署の局長及び部長

2 必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くもの

とする。ただし、緊急やむを得ない事情により、会議を開催できない場合、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。